

健康福祉委員会 令和4年9月15・16日
福祉部 資料56番
所管 蒲田生活福祉課

生活保護訴訟の控訴の提起について

下記事件について、東京地方裁判所において判決があったが、高等裁判所の判断を仰ぐ必要があるため、控訴の提起を行った。

1 事件名

生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件

2 原告 大田区民1名外31名

被告 大田区 代表者区長 松原忠義外18名

3 事件の概要

国の告示に基づき、区福祉事務所が原告に対して行った生活保護法に基づく平成25年7月22日付け、平成26年3月12日付け及び平成27年3月27日付けの生活保護変更（減額）決定処分（以下「決定処分」という。）は、憲法第25条、生活保護法第3条及び第8条等に反した生活保護基準改定を前提としてなされた違憲・違法なものであるとして、原告が決定処分の取消し及び国への損害賠償を求めた。

4 東京地方裁判所の判決

令和4年6月24日、東京地方裁判所は、決定処分を取り消し、損害賠償請求を棄却した。